

第48期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年3月25日(水曜日)

午前10時(受付開始・午前9時)

開催場所

東京都港区新橋一丁目2番6号

第一ホテル東京 5階「ラ・ローズ」

末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬決定の件

第6号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬決定の件

目次

第48期定時株主総会招集ご通知 ……	2
株主総会参考書類 ……	3
(提供書面)	
事業報告 ……	18
計算書類 ……	34
監査報告 ……	38

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

コーヒー関連事業は、コンビニエンスストアのカウンターコーヒー、小型ペットボトルコーヒー等が清涼飲料水市場で急速に存在感を示したことにより従来の購買客層とは異なる販路が拡大しております。

家庭用における一杯抽出型マシン、ドリップコーヒーバッグ等の飲み方の多様化が進んだことによりレギュラーコーヒー市場が加速度的に伸長しております。そのような環境の中で、当社は、業務用コーヒー事業に強みを持つ株式会社アートコーヒーを子会社化し、カウンターコーヒー、新興カフェチェーンなど業務用市場における競争優位のポジションを確立する準備を整えました。また、今後大きな成長が見込める一杯抽出型マシンの事業であるキューリグ事業を当社と同じUCCグループであるユーシーシー上島珈琲株式会社から取得し、既存事業であるドリップコーヒーバッグに加えて一杯抽出型事業の中心となるカプセル型コーヒーシステムを中期事業計画の重要な位置づけとして展開してまいりました。さらに、当事業につきましては、2020年1月31日にリリースしましたとおり、キューリグ事業の販売機能を新設する当社100%子会社に吸収分割し、当社親会社であるユーシーシーホールディングス株式会社とその株式の49%を譲渡し、今後の組織強化、経営資源の確保のためUCCグループの各社のリソースにアクセスできる体制の構築を進めており、今後も、弊社を取り巻く内外のステークホルダーと共創して、更なる持続的成長と企業価値向上に努めてまいりたいと考えております。

当事業年度におきましては、売上高は前期比1.4%増、営業利益は前期比361百万円減となりましたが、当事業年度につきましても引続き1株あたり8円の期末配当を実施いたしたく、第48期定時株主総会でご提案申し上げますので、何卒ご承認の程よろしくお願いいたします。

今後とも、株主の皆様のご期待にお応えできますよう役職員一同、日々精進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



株式会社 **ユニカフェ**

代表取締役社長

岩田 齊

株主各位

証券コード 2597
2020年3月9日
東京都港区新橋六丁目1番11号

株式会社 **ユニカフェ**
代表取締役社長 岩田 齊

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月24日(火曜日)午後6時00分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年3月25日(水曜日) 午前10時
2 場 所	東京都港区新橋一丁目2番6号 第一ホテル東京 5階「ラ・ローズ」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 第48期(2019年1月1日から2019年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第6号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載していません。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、これらの事項は、会計監査人及び監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.unicafe.com/>)

引続き、今年も株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類・監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第48期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の経営環境等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 8円 配当総額 106,012,720円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年3月26日

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもちまして、取締役9名全員の任期が満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	属性
1	いわ た ひとし 岩 田 齊	代表取締役社長兼営業本部長	再任
2	しお ざわ ひろ き 塩 澤 博 紀	取締役兼副社長執行役員Keurig事業本部長	再任
3	うえ しま ごう た 上 島 豪 太	取締役	再任
4	し むら やす まさ 志 村 康 昌	取締役	再任
5	もと はし とも あき 本 橋 智 明	取締役兼専務執行役員	再任
6	すず き かつ み 鈴 木 勝 己	取締役兼常務執行役員営業副本部長	再任
7	にい の べ こう すけ 新 述 孝 祐	執行役員管理本部長	新任
8	なが の しゅう じ 長 野 修 司		新任
9	やま ね かず き 山 根 一 城	社外取締役	再任 社外 独立
10	たけ うち なお と 竹 内 直 人		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

い わ た ひ と し
岩田 斉

再任

生年月日

(1961年4月13日)

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当

1984年4月 ユーシーシー上島珈琲株式会社(現ユーシーシーホールディングス株式会社)入社
1986年1月 UCCブラジル駐在
1994年2月 株式会社斎藤コーヒー店(現斎藤コーヒー株式会社)入社
2008年6月 同社代表取締役
2013年1月 当社代表取締役社長兼営業本部長
2018年3月 当社代表取締役社長 退任
2018年4月 株式会社ウエシマコーヒーフーズ代表取締役社長
2019年1月 当社顧問
2019年1月 株式会社アートコーヒー代表取締役会長(現任)
2019年3月 当社代表取締役社長兼リテイル事業本部長
2019年9月 当社代表取締役社長兼営業本部長(現任)

重要な兼職の状況

株式会社アートコーヒー代表取締役会長

候補者番号 2

し お ざ わ ひ ろ き
塩澤 博紀

再任

生年月日

(1965年11月22日)

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当

1989年4月 三菱商事株式会社入社
2012年3月 MC Coffee do Brasil代表取締役社長
2013年4月 三菱商事株式会社飲料原料部長
2014年4月 三菱商事株式会社酪農飲料部長
2017年1月 株式会社アートコーヒー代表取締役社長(現任)
2019年1月 当社顧問
2019年3月 当社取締役兼副社長執行役員
2019年9月 当社取締役兼副社長執行役員Keurig事業本部長(現任)

重要な兼職の状況

株式会社アートコーヒー代表取締役社長

候補者番号 **3**

うえしまごうた
上島 豪太

再任

生年月日

(1968年9月8日)

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当

1991年4月 ユーシーシー上島珈琲株式会社 (現ユーシーシーホールディングス株式会社) 入社
2009年4月 ユーシーシー上島珈琲株式会社 (現ユーシーシーホールディングス株式会社) 代表取締役社長兼グループCEO
2009年12月 当社取締役 (現任)
2010年4月 ユーシーシーホールディングス株式会社グループCEO代表取締役社長 (現任)
2010年4月 ユーシーシー上島珈琲株式会社代表取締役社長
2010年4月 ユーシーシーフーズ株式会社代表取締役会長 (現任)
2010年4月 ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社取締役 (現任)
2013年10月 ユーシーシー上島珈琲株式会社代表取締役グループCEO (現任)
2017年11月 UCC International株式会社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

ユーシーシーホールディングス株式会社グループCEO代表取締役社長
ユーシーシー上島珈琲株式会社代表取締役グループCEO
ユーシーシーフーズ株式会社代表取締役会長
ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社取締役
ユーシーシーキャピタル株式会社取締役
UCC International株式会社取締役

候補者番号 **4**

しむらやすまさ
志村 康昌

再任

生年月日

(1952年11月22日)

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月 東邦生命保険相互会社入社
1997年4月 同社取締役総合企画部長
1998年3月 GEエジソン生命保険株式会社取締役兼常務執行役員
2000年6月 GEアセットマネジメント株式会社代表取締役社長
2004年4月 ユーシーシーフーズ株式会社顧問
2004年6月 同社代表取締役副社長
2007年11月 シャディ株式会社代表取締役副会長
2008年1月 ユーシーシー上島珈琲株式会社 (現ユーシーシーホールディングス株式会社) 取締役
2008年2月 同社取締役副社長兼経営企画・財務・経理・事業開発担当
2009年4月 同社取締役副社長兼グループ総合企画室担当兼グループワークアウト推進室担当
2009年12月 当社取締役 (現任)
2010年4月 ユーシーシーホールディングス株式会社取締役副社長兼グループ経営戦略担当
2010年4月 ユーシーシー上島珈琲株式会社取締役
2010年4月 ユーシーシーフーズ株式会社取締役
2010年4月 ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社取締役
2012年7月 ユーシーシーホールディングス株式会社取締役副社長兼総合企画室室掌兼財務経理室担当
2013年5月 ユーシーシーホールディングス株式会社取締役副社長兼総合企画本部室掌兼財務経理本部担当
2015年7月 ユーシーシーホールディングス株式会社グループCOO代表取締役副社長
2015年7月 ユーシーシーフーズ株式会社代表取締役副会長 (現任)
2017年11月 UCC International株式会社取締役 (現任)
2019年1月 株式会社アートコーヒー取締役 (現任)
2020年1月 ユーシーシーホールディングス株式会社代表取締役副社長グループCOO (現任)

重要な兼職の状況

ユーシーシーホールディングス株式会社代表取締役副社長グループCOO
ユーシーシーフーズ株式会社代表取締役副会長
UCC International株式会社取締役
株式会社アートコーヒー取締役

候補者番号 5

も とは し と も あ き
本橋 智明

再任

生年月日

(1961年11月13日)

所有する当社の株式数

一株

候補者番号 6

す ず き か つ み
鈴木 勝己

再任

生年月日

(1960年10月20日)

所有する当社の株式数

1,400株

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	日本勧業角丸証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社
2000年4月	ソフトバンク・インベストメント株式会社入社
2002年10月	同社投資3部長
2003年4月	同社投資1部長
2004年11月	同社インキュベーション部長
2005年12月	イトレード証券株式会社(現株式会社SBI証券)資本市場部部长
2007年6月	SBIキャピタル株式会社コーポレート・アドバイザー・グループ ディレクター
2008年8月	日本プロセス株式会社社外取締役
2009年10月	SBIキャピタル株式会社インベストメント・グループ ディレクター
2009年12月	当社社外取締役
2010年1月	SBIインベストメント株式会社インキュベーション部
2013年1月	当社取締役兼常務執行役員経営計画本部長
2015年4月	当社取締役兼常務執行役員経営戦略室長
2017年3月	当社取締役兼専務執行役員経営戦略室担当
2019年1月	当社取締役兼専務執行役員Keurig事業推進室担当
2019年1月	株式会社アートコーヒー取締役(現任)
2019年9月	当社取締役兼専務執行役員(現任)

重要な兼職の状況

株式会社アートコーヒー取締役

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	当社入社
1999年10月	当社営業一部部長
1999年12月	当社取締役営業一部部長
2001年10月	当社取締役兼執行役員営業一部部長
2002年4月	当社取締役兼執行役員営業本部コーヒー原料グループ長
2003年4月	当社取締役兼執行役員営業本部コーヒー原料グループ長兼開発研究室長
2003年10月	当社取締役兼執行役員営業本部原料用営業部長兼開発研究室長
2004年10月	当社取締役兼執行役員営業本部営業一部部長
2008年10月	当社取締役兼執行役員生産本部原料購買部長
2009年12月	当社取締役兼執行役員営業副本部長兼生産本部原料購買部長
2010年4月	当社取締役兼執行役員営業副本部長兼営業一部部長
2013年6月	当社取締役兼執行役員営業本部部長兼営業一部部長
2013年10月	当社取締役兼執行役員営業本部長
2015年4月	当社取締役兼執行役員広域営業本部長兼広域営業部長
2017年3月	当社取締役兼常務執行役員広域営業本部長
2019年9月	当社取締役兼常務執行役員営業副本部長(現任)

重要な兼職の状況

候補者番号

7

に い の べ こ う す け

新述 孝祐

新任

生年月日

(1976年5月6日)

所有する当社の株式数

一株

候補者番号

8

な が の し ゅ う じ

長野 修司

新任

生年月日

(1956年12月13日)

所有する当社の株式数

130株

略歴、当社における地位及び担当

2000年4月 当社入社
2012年10月 当社管理本部財務経理部長
2019年10月 当社執行役員管理本部長（現任）

重要な兼職の状況

—

略歴、当社における地位及び担当

2011年4月 株式会社アートコーヒー入社
2012年4月 同社取締役常務執行役員製造本部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社アートコーヒー取締役常務執行役員製造本部長

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類・監査報告

候補者番号 9

やまね かずき
山根 一城

再任

社外

生年月日

(1950年3月9日)

所有する当社の株式数

一株

候補者番号 10

たけうち なおと
竹内 直人

新任

社外

生年月日

(1957年9月28日)

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当

1978年9月	ジョンソン株式会社入社
1981年4月	同社マーケティング部プロダクトマネージャー（エアケア製品担当）
1983年11月	ビー・エム・ダブリュー株式会社入社マーケティング部販売促進課長
1986年4月	プロクターアンドギャンブルファーイーストインク入社 販売企画部次長
1988年8月	ビー・エム・ダブリュー株式会社入社マーケティング部広告次長
1996年4月	同社マーケティング・ディレクター
1996年9月	日本コカ・コーラ株式会社入社コーポレート・コミュニケーション部長
2000年5月	同社広報渉外本部担当副社長
2007年2月	山根事務所代表（現任）
2014年6月	一般社団法人ジュニアマネーズ協会副理事長
2015年6月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

山根事務所代表

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	警察庁入庁
2009年10月	宮城県警察本部長
2011年10月	警察庁外事情報部長
2013年6月	東北管区警察局長
2014年8月	警察大学校長
2016年10月	東北電力株式会社顧問（現任）

重要な兼職の状況

東北電力株式会社顧問

- (注) 1. 新述孝祐氏、長野修司氏及び竹内直人氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 岩田斉氏及び塩澤博紀氏は当社の子会社である株式会社アートコーヒーの代表取締役を兼務しております。
3. 上島豪太氏及び志村康昌氏は、親会社であるユーシーシーホールディングス株式会社の代表取締役及びユーシーシーフーズ株式会社の代表取締役を兼務しております。また、上島豪太氏は、ユーシーシー上島珈琲株式会社の代表取締役及びユーシーシーキャピタル株式会社の取締役を兼務しております。
4. 当社は、ユーシーシーホールディングス株式会社との間には、賃貸借等に関する取引関係、ユーシーシー上島珈琲株式会社との間には、製品販売等に関する取引関係、ユーシーシーキャピタル株式会社との間には、資金の借入等の取引関係があります。なお、その他兼職先との間で取引関係等特別の利害関係はありません。
5. 岩田斉氏、上島豪太氏及び志村康昌氏の3氏の「略歴、当社における地位及び担当」の欄には、当社の親会社であるユーシーシーホールディングス株式会社及びその子会社(当社を除く)における現在または過去5年間の業務執行者としての地位及び担当を含めて記載しております。
6. 岩田斉氏、塩澤博紀氏、本橋智明氏、鈴木勝己氏、新述孝祐氏、長野修司氏、山根一城氏、竹内直人氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
7. 山根一城氏及び竹内直人氏は、社外取締役候補者であります。
山根一城氏は、2015年6月24日から当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年9ヶ月となります。また、当社は山根一城氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
竹内直人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
8. 社外取締役候補者とした理由について
- (1) 山根一城氏は、日本コカ・コーラ株式会社の広報担当副社長として危機管理の責任者を務め、リスクマネジメントの仕組みづくりと運用を統括されました。また、2002年の日韓ワールドカップサッカー大会ではテロ対策を指導した実績をもっております。飲料業界の人脈もあり、リスクマネジメントに関するアドバイスのみならず営業活動において有益なアドバイスがいただけるものと期待し、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したため選任をお願いするものであります。
- (2) 竹内直人氏は、警察行政における豊富な経験と実績を活かして、業務の適法性やリスク管理の観点による当社の経営全般に対する提言が期待され、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したため選任をお願いするものであります。
9. 社外取締役との責任限定契約について
当社は山根一城氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を現に締結しており、再任後、当該契約を継続する予定であります。また、竹内直人氏との間で、第2号議案が原案どおり承認された場合、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。その責任限定契約の概要は、次のとおりであります。
会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする。

第3号議案

監査役3名選任の件

本総会終結の時をもちまして、監査役3名全員の任期が満了となりますので、社外監査役2名を含む監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	属性
1	つた の ひろ し 薦野裕士	執行役員管理副本部長兼財務経理部長	新任
2	つじ かず お 辻一夫	社外監査役	再任
3	くわ ぼら さと こ 桑原聡子		新任

候補者番号 1

つ た の ひ ろ し
蔦野 裕士

新任

生年月日

(1960年11月5日)

所有する当社の株式数

1,560株

候補者番号 2

つ じ か ず お
辻 一夫

再任

社外

生年月日

(1947年8月7日)

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位

1979年4月 当社入社
2004年1月 当社執行役員管理本部システム事務部長
2005年10月 当社執行役員営業本部営業管理部長
2010年4月 当社執行役員生産本部生産管理部長
2012年4月 当社執行役員営業副本部長
2013年6月 当社執行役員生産本部長
2017年3月 当社執行役員経営戦略室長
2018年9月 当社執行役員管理副本部長兼財務経理部長（現任）

重要な兼職の状況

—

略歴、当社における地位

2006年7月 大阪国税局調査第二部長
2007年8月 税理士登録
2007年8月 辻一夫税理士事務所税理士（現任）
2013年6月 株式会社奥村組監査役
2019年3月 当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

辻一夫税理士事務所税理士

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類・監査報告

候補者番号 **3**

くわばらさとこ
桑原 聡子

新任

社外

生年月日

(1964年11月1日)

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位

1990年4月 弁護士登録
1990年4月 森総合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所
1998年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー（現任）
2016年6月 株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

森・濱田松本法律事務所パートナー
株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役

(注) 1. 薦野裕士氏、辻一夫氏及び桑原聡子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 辻一夫氏は、社外監査役候補者であります。

3. 桑原聡子氏は、新任の社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者とした理由について

辻一夫氏は、税務のエキスパートとして幅広い経験を有しており、その高い知見から、当社の業務執行に関する意思決定において適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。

桑原聡子氏は、長年にわたり弁護士として活躍されていることから、主にリーガルリスクの観点において経営に対する適切な提言をいただくことを期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 辻一夫氏は、2019年3月27日から当社の社外監査役であり就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

6. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、桑原聡子氏との間で、第3号議案が原案どおり承認された場合、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。また、辻一夫氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を現に締結しており、再任後、当該契約を継続する予定であります。

その責任限定契約の概要は、次のとおりであります。

会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

は ら か ず お
原 一夫

社 外

生年月日

(1949年4月14日)

所有する当社の株式数

一株

略歴

2007年 7月 税務大学校副校長
2008年 7月 熊本国税局長
2009年 9月 税理士登録
2009年 9月 原一夫税理士事務所税理士（現任）
2015年 6月 科研製薬株式会社監査役（現任）

重要な兼職の状況

原一夫税理士事務所税理士
科研製薬株式会社監査役

- (注) 1. 原一夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 原一夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 原一夫氏は、税務のエキスパートとして幅広い経験を有しており、その高い知見から、当社の業務執行に関する意思決定において適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、原一夫氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。
その責任限定契約の概要は、次のとおりであります。
会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする。

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年12月21日開催の第34期定時株主総会において、年額2億400万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の中長期的な企業価値向上に資するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしては

ならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第6号議案

監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2006年12月21日開催の第34期定時株主総会において、年額4,800万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査役（社外監査役を除く。以下「対象監査役」という。）に当社の中長期的な企業価値向上に資するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象監査役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額700万円以内といたします。また、各対象監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議において決定することといたします。

現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）ですが、第3号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役は3名（うち社外監査役2名）となります。

また、対象監査役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年7,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象監査役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象監査役との間で、「第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以上

提供書面

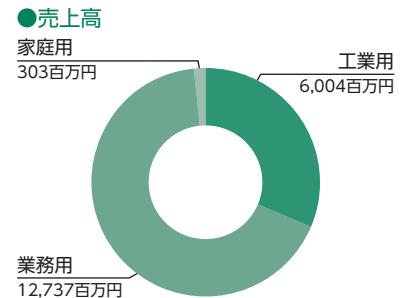
事業報告 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の概況

事業の経過及びその成果

売	上	高	190億43百万円		
営	業	利	益	85百万円	
当	期	純	損	失	▲1億30百万円



当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善など緩やかな回復基調で推移する一方、消費者の根強い節約志向が続く中で、物流コストや人件費の上昇、消費増税による消費者の購買意欲の停滞や相次ぐ自然災害の影響などにより、厳しい状況が続きました。

世界経済においては、米中貿易摩擦の長期化や欧州・中東の地政学的なリスクから、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

コーヒーを取り巻く環境については、コンビニエンスストア各社によるカウンターコーヒーの拡大や小型ペットボトルコーヒーが清涼飲料業界で急速に存在感を強めたことにより、従来の缶コーヒーの購買客層とは異なる若年層や女性などへの販路が拡大しております。また、家庭内においても一杯抽出型マシンやドリップコーヒーバッグなどの飲み方の多様化が進んでおります。

このような状況の中、当社は「コーヒーをコアに人と環境にやさしい企業を目指す」の企業理念の下、「2019年－2021年度中期経営計画」に基づき「構造変革と成長分野への投資」を柱として、収益構造の改善と内部統制の強化に注力しています。「飲むことを楽しむ」というコーヒーの新たな価値「Fun To Drink」をテーマとし「その上のコーヒー」を常に追い続け、チャレンジを続けております。

当社グループの状況

コーヒー関連事業各分野別の状況は、次のとおりであります。なお、当社は、当連結会計年度から連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

工業用コーヒーにつきましては、一部の主要取引先への取扱数量が大幅に減少したことにより、前年を大きく下回ることとなりました。

業務用コーヒーにつきましては、主要取引先のカフェチェーンやオフィスコーヒーサービスなどにおける取扱数量は堅調に推移いたしました。一部大手取引先の取扱アイテム減少に伴い、前年の取扱数量を若干下回ることとなりました。

家庭用コーヒーにつきましては、2018年11月9日付け「2018年12月期3Q決算及び2019-2021年度中期経営計画」で開示させていただいたとおり、家庭用コーヒーの自社販売を2019年3月末をもって終了いたしました。

昨年新たに事業を取得しました一杯抽出事業「キューリグ事業」につきましては、コアコンピタンスである「味の均一性・再現性」を優位に展開すべく、コーヒーはもとより、紅茶・日本茶の分野において全国にチェーン展開している企業や地域に密着しているコーヒー焙煎業のトップブランドと組み、既に2019年度末現在で11ブランド13SKUのキューリグカプセルを発売する等、キューリグ事業の拡大に注力を積極的に進めております。しかしながら、市場環境の激化に伴う販売促進費用と営業リソースに係る先行投資の増加および事業展開の基盤整備に時間を要した影響を受け、計画を下回る結果となりました。

株式会社アートコーヒーについては、既存取引先との深耕化及び新規取引先への積極的な営業活動により、好調に推移いたしました。

以上の取組の結果、当連結会計年度の売上高は190億43百万円となりました。利益面につきましては、物流コストや人件費の上昇に加え、「キューリグ事業」の積極的な先行投資の増加により、営業利益は85百万円、新規借入による利息の支払いを含めた経常利益は74百万円、繰延税金資産を取崩した影響を含めた親会社株主に帰属する当期純損失は1億30百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は713百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、2018年11月9日の当社取締役会の決議により、第三者割当による新株式を発行し、2019年1月7日に1,499百万円の資金調達を行いました。

また、当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として3,500百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、内外の情勢から判断して、引続き厳しい状況が続くことが予想されます。コーヒー業界につきましては、コンビニエンスストア各社によるカウンターコーヒーの拡大や小型ペットボトルコーヒーが清涼飲料市場で急速に存在感を強めたことにより、従来の缶コーヒーの購買客層とは異なる若年層や女性などへの販路が拡大しております。また、家庭内におきましても一杯抽出型マシンやドリップコーヒーバッグなど飲み方の多様化が進んだことによりレギュラーコーヒー市場が加速度的に伸長しております。

一方で、業界全体として熾烈な価格競争が継続され、飲料メーカーによる内製化の拡大や、フードディフェンス等の安全・安心に対する要求のレベルアップに伴い、製造コストの上昇、人手不足を背景とした人件費、物流費及び仕入れコストの上昇など厳しい経営環境が続いております。

このような市場環境の中で、当社は「2018年12月期3Q決算及び2019-2021年度中期経営計画」において開示させていただきました中期事業計画の中で、主力事業であるコーヒー豆を焙煎し大手飲料メーカーに提供させていただく『工業用事業』とカフェ・レストラン・コンビニエンスストアやオフィス・ホテル等にコーヒーを提供させていただく『業務用事業』に加えて、『一杯抽出事業（シングルサーブ事業）』と呼ばれる分野に進むべき方向を定め、2019年1月4日付けでキューリグ関連事業を取得し、既存事業であるドリップコーヒーバッグと共に一杯抽出事業の中心となるカプセル型コーヒーシステムを中期事業計画の重要な事業の位置づけで展開しております。

また、当社は、コアコンピタンスである『味の均一性・再現性』をキューリグ関連事業においても優位に展開すべく、コーヒーは基より紅茶・日本茶の分野において全国にチェーン展開している企業や地域に密着しているコーヒー焙煎業のトップブランドと組み、既に昨年度末現在で11ブランド13SKUのキューリグカプセルを発売し、キューリグ関連事業の価値向上に注力しております。来年度に向けても更に新たなブランドパートナーとの連携を鋭意進めており、キューリグカプセルを市場に投入すべく各方面の販売会社とも積極的に連携して参ります。

また、事業構造の変革としまして株式会社アートコーヒーの子会社化により、成長分野である業務用市場の営業基盤を拡大し、業務用市場におけるコーヒー取扱量を大幅に増加させ、スケールメリットを活用し、競争優位を創出し企業価値向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第45期 (2016年12月期)	第46期 (2017年12月期)	第47期 (2018年12月期)	第48期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売上高 (百万円)	—	—	—	19,043
経常利益 (百万円)	—	—	—	74
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	—	—	—	▲130
1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	—	—	▲9.92
総資産 (百万円)	—	—	—	16,692
純資産 (百万円)	—	—	—	8,019
1株当たり純資産 (円)	—	—	—	605.15

(注) 1. 当社では、第48期より連結計算書類を作成しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第45期 (2016年12月期)	第46期 (2017年12月期)	第47期 (2018年12月期)	第48期 (当事業年度) (2019年12月期)
売上高 (百万円)	8,757	10,454	10,448	10,594
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	288	306	339	▲24
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	226	309	472	▲175
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)	17.05	25.49	39.56	▲13.38
総資産 (百万円)	10,317	9,941	9,843	14,115
純資産 (百万円)	6,453	6,741	6,742	7,971
1株当たり純資産 (円)	531.55	555.34	565.00	601.51

(注) 1. 第45期 (2016年12月期) は、決算期変更により2016年4月1日から2016年12月31日までの9ヶ月となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はユーシーシーホールディングス株式会社で、同社は当社の株式7,008,600株 (出資比率50.53%) を保有しております。

当社は、親会社との間で賃貸借等に関する取引関係があります。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決比率	事業内容
株式会社アートコーヒー	450百万円	100%	コーヒーの焙煎・加工及び販売、食料品・飲食品の製造販売及び輸出入等

(注) 1. 2019年1月7日に株式会社アートコーヒーの全発行済株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(7) 重要な企業結合等の状況

当社は、2019年1月7日をもって、株式会社アートコーヒーの発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

当社は、2019年1月4日をもって、ユーシーシー上島珈琲株式会社がKeurig Dr Pepper Inc.又はその関連会社が有する知的財産を使用する一杯抽出事業の資産、負債、契約その他の権利義務の一部について、当社が吸収分割により承継いたしました。また、併せて、ユーシーシー上島珈琲株式会社の子会社であるキューリグ・エフイー株式会社が、ユーシーシー上島珈琲株式会社を通じて実施する一杯抽出事業を譲受け、当該事業を承継いたしました。

(8) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

事業内容	具体的な事業内容
コーヒー関連事業	工業用コーヒー製造販売、業務用コーヒー製造販売、家庭用コーヒー製造販売、エクス加工販売、コーヒーに関連する食品・商材等の仕入販売

(9) 主要な営業所及び工場 (2019年12月31日現在)

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都港区
工場	神奈川県愛甲郡

② 子会社

会社名	所在地
株式会社アートコーヒー	本社：東京都千代田区 工場：山梨県笛吹市 支店：仙台支店（宮城県仙台市） 東京支店（東京都千代田区） 名古屋支店（愛知県名古屋 市） 大阪支店（大阪府吹田市） 福岡支店（福岡県福岡市）

(10) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
248名(152名)	-

- (注) 1. 当社グループは、当連結会計年度から連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。
2. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 使用人数には、当社外から当社への出向者(7名)を含みます。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
148名(67名)	17名増(15名減)	35.3歳	10.4年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数には、当社外から当社への出向者(7名)を含みます。

(11) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,850百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,388百万円

(12) その他の記載事項

その他企業集団の現況に関する重要な事項

共通支配下の取引

当社は、2020年1月31日開催の当社取締役会において、2019年1月4日付けでUCCグループより取得いたしましたKeurig Dr Pepper Inc.又はその関連会社が有する知的財産を使用して実施している一杯抽出事業のうちの販売事業につき、当社の100%子会社として株式会社ユニカフェ・カプセル事業分割準備会社を新たに設立し、昨年1月4日付けでUCCグループより取得いたしましたキューリグ関連事業の販売機能に関する権利義務の一部を承継させる「吸収分割契約書」及び、本吸収分割契約の締結と同時に、当社と親会社であるユーシーシーホールディングス株式会社との間において、本吸収分割の効力発生日である2020年4月1日（予定）に当社が保有する株式会社ユニカフェ・カプセル事業分割準備会社の株式の一部をユーシーシーホールディングス株式会社に譲渡する「株式譲渡契約」を締結する旨決議し、同日に締結いたしました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,869,200株
- ③ 株主数 29,354名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
ユーシーシーホールディングス株式会社	7,008,600株	52.89%
三菱商事株式会社	1,318,100	9.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	145,200	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	120,300	0.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	74,500	0.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	74,000	0.56
美鈴コーヒー株式会社	61,300	0.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	50,900	0.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	42,300	0.32
佐藤産業株式会社	24,800	0.19

- (注) 1. 当社は、自己株式を617,610株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩 田 齊	営業本部長 株式会社アートコーヒー代表取締役会長
取締役	塩 澤 博 紀	副社長執行役員Keurig事業本部長 株式会社アートコーヒー代表取締役社長
取締役	上 島 豪 太	ユーシーシーホールディングス株式会社グループCEO代表取締役社長 ユーシーシー上島珈琲株式会社代表取締役グループCEO ユーシーシーフーズ株式会社代表取締役会長 ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社取締役 ユーシーシーキャピタル株式会社取締役 UCC International株式会社取締役
取締役	志 村 康 昌	ユーシーシーホールディングス株式会社代表取締役副社長グループCOO ユーシーシーフーズ株式会社代表取締役副会長 UCC International株式会社取締役 株式会社アートコーヒー取締役
取締役	本 橋 智 明	専務執行役員 株式会社アートコーヒー取締役
取締役	鈴 木 勝 己	常務執行役員営業副本部長
取締役	倉 田 祐 一	株式会社アートコーヒー取締役
取締役	山 根 一 城	山根事務所代表
取締役	鶴 谷 明 憲	ブルデンシャル生命保険株式会社顧問
常勤監査役	小 西 康 之	株式会社アートコーヒー監査役
監査役	竹 内 康 二	さくら共同法律事務所弁護士 株式会社ゼンショーホールディングス取締役監査等委員
監査役	辻 一 夫	辻一夫税理士事務所税理士

- (注) 1. 取締役山根一城氏及び取締役鶴谷明憲氏は社外取締役であります。
 2. 監査役竹内康二氏及び監査役辻一夫氏は社外監査役であります。
 3. 林秀春氏は、2019年3月27日開催の第47期定時株主総会の終結の時をもって社外監査役を辞任いたしました。
 4. 2019年3月27日開催の第47期定時株主総会において岩田斉氏、塩澤博紀氏、上島豪太氏、志村康昌氏、本橋智明氏、鈴木勝己氏、倉田祐一氏、山根一城氏、鶴谷明憲氏の9氏が取締役に選任され、就任いたしました。
 5. 当社は、山根一城氏、鶴谷明憲氏の2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当連結会計年度における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
岩田 斉	代表取締役社長兼リテイル事業本部長	代表取締役社長兼営業本部長	2019年9月1日
塩澤 博紀	取締役兼副社長執行役員	取締役兼副社長執行役員Keurig事業本部長	2019年9月1日
本橋 智明	取締役兼専務執行役員Keurig事業推進室担当	取締役兼専務執行役員	2019年9月1日
鈴木 勝己	取締役兼常務執行役員広域営業本部長	取締役兼常務執行役員営業副本部長	2019年9月1日
倉田 祐一	取締役兼執行役員管理本部長	取締役	2019年10月11日

(注) 1. 2019年9月1日付け組織変更により、Keurig事業推進室はKeurig事業本部に組織を変更しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役分)	8名 (2)	46,669千円 (7,210)
監査役 (うち社外監査役分)	4名 (3)	16,851千円 (7,210)
合計	12名 (4)	63,520千円 (14,421)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当連結会計年度末現在の取締役は9名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、2019年3月27日開催の第47期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含み、さらに無報酬の取締役2名が在任しているためであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年12月21日開催の第34期定時株主総会において年額204百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年12月21日開催の第34期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 山根 一 城 山根事務所代表

取締役 鶴谷 明 憲 プルデンシャル生命保険株式会社顧問

監査役 竹内 康 二 さくら共同法律事務所弁護士
株式会社ゼンショーホールディングス取締役監査等委員

監査役 辻 一 夫 辻一夫税理士事務所税理士

- (注) 1. 当社と山根事務所、プルデンシャル生命保険株式会社、さくら共同法律事務所及び辻一夫税理士事務所の間には、特別の関係がありません。
2. 当社と株式会社ゼンショーホールディングスとの間には、コーヒー製品販売等の取引関係があります。

ロ.当連結会計年度における主な活動状況

		活動状況
取締役	山根一城	当連結会計年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主にリスクマネジメントの観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	鶴谷明憲	当連結会計年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。主に業務の適法性やリスク管理の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	竹内康二	当連結会計年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての高度な専門的知識に基づき意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	辻一夫	2019年3月27日開催の第47期定時株主総会において就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会9回のうち9回に出席いたしました。税理士としての高度な専門的知識に基づき意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注)1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

ハ.責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役、各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役山根一城氏、取締役鶴谷明憲氏、監査役竹内康二氏、監査役辻一夫氏の4氏ともに、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	24,675千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,905千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

3 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

「内部統制システムの構築に関する基本方針」については、2006年5月17日開催の取締役会において決議しております。なお、決議内容については、社内外の経営環境変化に応じて、適宜見直しを行っており、現在は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「就業規則」において服務に関する原則を定め、法令遵守の基本精神に則り、使用人一人ひとりが責任と自覚を持って自ら能動的に行動することとし、取締役、執行役員及び使用人全員へ周知徹底する。

取締役会は、取締役会の決議事項及び付議基準を整備し、当該決議事項及び付議基準に則り、法令及び定款に定める事項、会社の業務執行に重要な事項を決定する。

代表取締役社長は、法令、定款及び社内規則に則り、取締役会から委任された業務執行を行うとともに、係る決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。

取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき、監査役の監査を受ける。

当社は、取引関係を含めて反社会的勢力との関係を一切持たず、反社会的勢力からの不当要求は拒絶し、民事と刑事両面から法的対応を行うことを基本方針とする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内規則として「緊急事態対策処理規程」を制定し、自然災害、事故、犯罪、得意先・一般消費者・その他関係者からの重大なクレーム及びその他経営にかかわる重大な事実を「緊急事態」として定義し、「緊急事態」発生に際しては、速やかにその状況を把握・確認し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止めることに尽力する。

特に当社製品・商品に関する事故及びクレームについては、別冊「製品・商品に関する事故及びクレーム対応マニュアル」を制定し、その対応に係るフローチャートと各部門の役割等を明文化し、活用する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じた臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項のほか、経営上重要な事項の審議及び決定を行う。

さらに当社は、スピーディな意思決定と自己責任経営の徹底及び経営管理組織の強化を目的とした執行役員制度を採用している。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「就業規則」において服務に関する原則を定め、法令遵守の基本精神に則り、使用人一人ひとりが責任と自覚を持って自ら能動的に行動することとし、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題が生じた場合には就業規則に則り厳正に処分する。

当社は、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、「公益通報管理規程」を制定し、使用人から直接通報相談を受け付ける通報相談窓口を設置し、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益な取扱いを防止する。

⑥ 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社、及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団における業務の適正を確保するために、自律的な内部統制システムを構築する。さらに、UCCグループの一員として理念を共有し、社会使命のもとに企業活動を行い、実現していくことを存在意義とする。そのためには、UCCグループと相互に連携・情報交換を図り、コンプライアンスの徹底と業務の適正性・公正性を確保する。

イ. 子会社の取締役、業務を執行する使用人及びこれらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社を持つ場合、必要に応じて取締役・監査役として当社の取締役・監査役または使用人を派遣する。取締役として派遣された場合は当該子会社の取締役としての職務遂行に尽力するとともに当該子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役として派遣された場合は当該子会社の業務執行状況を監査する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を持つ場合、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を指導し、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社を持つ場合、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を指導し、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を整備する。

二、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社を持つ場合、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を指導し、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制を整備する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の要請に応じて監査部所属の使用人に補助業務を行わせる。また、将来において、監査役より選任の補助すべき者の要請があったときは、実情に応じた対応を行う。

⑧ 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、補助業務にあたる使用人の人事異動については、監査役の意見を踏まえた上でこれを行う。

⑨ 当社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役を補助すべき使用人は、監査役が指示した補助業務に関しては、専ら監査役の指揮命令に従う。

⑩ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ、取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 当社は、監査役が監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保するため、監査役の閲覧する資料の整備に努める。
- (2) 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて意見を表明しなければならない。
- (3) 監査役から意見聴取の要請を受けたときは、速やかにこれに応じる。
- (4) 当社の取締役または使用人は、監査役に対して、法定事項に加え、当社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を当社監査役に報告する。
- (5) 当社は、使用人が所属部署の上司を経由せず直接不正行為等を報告・相談する内部通報制度を定める。当該内部通報制度における担当部署は、内部通報の状況について定期的に当社監査役に対して報告する。

ロ、子会社の取締役、監査役、業務を執行する使用人及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社は、子会社を持つ場合、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制を整備する。

⑪ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報制度による報告・相談を行ったことを理由とした、報告・相談者に対する不利益な取扱いの禁止を「公益通報管理規程」に明記している。

⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、各監査役から請求があった場合には、当該請求に係る費用が当該職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行う。

⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役監査の重要性及び有用性を踏まえ、監査役の要請に応じて随時意見を交換し、監査役と監査部との連携強化に努める。

代表取締役社長は、監査役会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるように努める。

また、上記体制の運用状況の概況は以下のとおりであります。

取締役会は、社外取締役2名を含む全取締役9名で構成され、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項など「取締役会規程」に定められた事項の意思決定及び監督を行っております。また、一般株主の利益が損なわれることのないように、かつ社会的責任をより果たせるように、経営者から独立した客観的な立場から意見を述べることができる人材を社外取締役として招聘し、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

監査役会は、社外監査役2名を含む全監査役3名で構成され、株主の負託を受けた独立した機関として取締役の職務遂行の監査を通じ、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っております。前項の責務を果たすために、監査役は取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を講じております。また、一般株主の利益が損なわれることのないように、かつ社会的責任をより果たせるように、経営者から独立した客観的な立場から意見を述べることを目指す人材を社外監査役として招聘しております。

当社における内部監査は、業務監査と会計監査で構成され、その監査によって判明した事実の検証、評価に基づき、内部牽制並びにコンプライアンスを強化させることによって、経営の合理化及び能率増進に資するとともに、不正及び過誤の防止に努め、もって経営管理の向上に寄与することを目的としており、社長直轄である監査部が担当しております。監査部は2名で構成されており、事業年度ごとに監査計画を作成し、その計画をもとに業務監査及び会計監査を実施し、結果を社長に報告しております。また、必要あるときは社長の命により、被監査部署に対し補正改善などの指示を行っております。監査部では監査役監査及び会計監査人監査との連携を密にして、三様監査の実効を図り、今後も内部監査機能の強化を図ってまいります。

(注) 本事業報告中で記載の金額及び株式数については、それぞれ表示単位未満は切捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	8,161,542
現金及び預金	2,927,417
受取手形及び売掛金	3,373,729
商品及び製品	587,983
仕掛品	28,585
原材料及び貯蔵品	1,059,710
その他	184,525
貸倒引当金	△408
固定資産	8,531,106
有形固定資産	6,424,832
建物及び構築物	2,979,700
機械装置及び運搬具	1,207,891
土地	2,036,455
リース資産	9,082
建設仮勘定	25,500
その他	166,202
無形固定資産	1,810,395
のれん	700,919
顧客関連資産	974,700
その他	134,775
投資その他の資産	295,879
投資有価証券	107,598
繰延税金資産	77,347
その他	112,368
貸倒引当金	△1,435
資産合計	16,692,649

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,995,668
支払手形及び買掛金	3,713,275
短期借入金	350,000
未払金	552,540
未払法人税等	83,518
賞与引当金	73,470
その他	222,864
固定負債	3,677,647
長期借入金	2,887,500
繰延税金負債	415,649
役員退職慰労引当金	9,611
退職給付に係る負債	287,172
資産除去債務	16,317
その他	61,397
負債合計	8,673,316
純資産の部	
株主資本	8,016,453
資本金	4,966,498
資本剰余金	1,260,398
利益剰余金	2,393,043
自己株式	△603,488
その他の包括利益累計額	2,879
その他有価証券評価差額金	2,879
純資産合計	8,019,332
負債純資産合計	16,692,649

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位:千円)

科目	金額
売上高	19,043,075
売上原価	15,275,473
売上総利益	3,767,601
販売費及び一般管理費	3,681,793
営業利益	85,808
営業外収益	
受取利息	20
受取配当金	2,164
受取家賃	2,880
その他	13,921
営業外費用	
支払利息	23,655
株式交付費	5,501
その他	1,111
経常利益	74,524
特別利益	
固定資産売却益	286
補助金収入	9,839
特別損失	
固定資産除却損	8,247
税金等調整前当期純利益	76,402
法人税、住民税及び事業税	31,388
法人税等調整額	175,460
当期純損失 (△)	△130,446
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△130,446

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,542,388
現金及び預金	1,573,064
受取手形及び売掛金	1,773,588
商品及び製品	340,119
仕掛品	4,757
原材料及び貯蔵品	342,068
その他	509,034
貸倒引当金	△245
固定資産	9,572,811
有形固定資産	4,210,062
建物及び構築物	1,839,311
機械装置及び運搬具	625,239
土地	1,639,318
その他	106,193
無形固定資産	553,642
のれん	465,301
その他	88,341
投資その他の資産	4,809,106
投資有価証券	41,490
関係会社株式	1,545,958
長期貸付金	3,093,750
繰延税金資産	77,347
その他	51,995
貸倒引当金	△1,435
資産合計	14,115,199

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,238,969
支払手形及び買掛金	2,483,265
短期借入金	350,000
未払金	278,934
賞与引当金	27,190
その他	99,578
固定負債	2,905,216
長期借入金	2,887,500
その他	17,716
負債合計	6,144,185
純資産の部	
株主資本	7,971,013
資本金	4,966,498
資本剰余金	1,260,398
資本準備金	1,260,398
利益剰余金	2,347,604
利益準備金	66,487
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,281,116
自己株式	△603,488
純資産合計	7,971,013
負債純資産合計	14,115,199

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		10,594,260
売上原価		8,751,801
売上総利益		1,842,459
販売費及び一般管理費		1,876,477
営業損失 (△)		△34,018
営業外収益		
受取利息	26,727	
受取配当金	1,374	
受取家賃	2,880	
その他	7,792	38,774
営業外費用		
支払利息	23,103	
株式交付費	5,501	
その他	220	28,825
経常損失 (△)		△24,069
特別利益		
固定資産売却益	149	149
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純損失 (△)		△23,919
法人税、住民税及び事業税	△42,852	
法人税等調整額	194,818	151,966
当期純損失 (△)		△175,886

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月21日

株式会社 ユニカフェ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義 広 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 片岡 直 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニカフェの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニカフェ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月21日

株式会社 ユニカフェ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義 広 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 直 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニカフェの2019年1月1日から2019年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び内部監査部門その他使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月25日

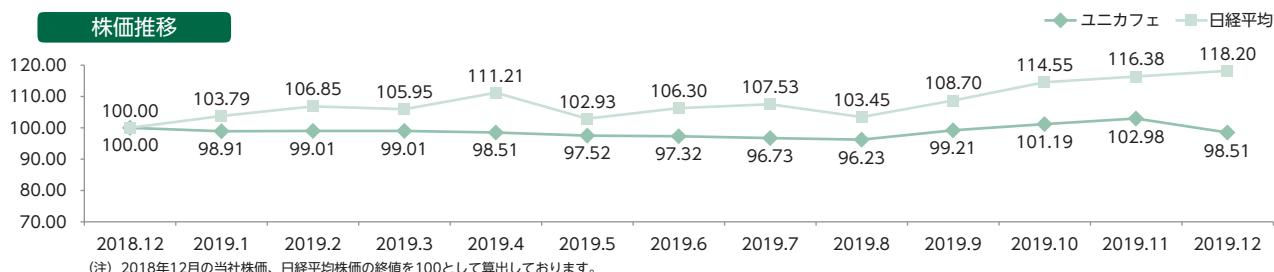
株式会社ユニカフェ 監査役会

常勤監査役 小 西 康 之 ㊟
社外監査役 竹 内 康 二 ㊟
社外監査役 辻 一 夫 ㊟

以 上

株式の状況(2019年12月31日現在)

発行可能株式総数	20,000,000株
発行済株式の総数	13,869,200株
単元株式数	100株
株主数	29,354名(前期末比1,236名増)



株主メモ

事業年度	毎年1月1日～12月31日
剰余金の配当基準日	12月31日(中間配当を行う場合は6月30日)
定時株主総会	毎年3月
単元株式数	100株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 〒137-8081 東京都府中市日鋼町1番1号 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
同連絡先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL 0120-288-324 (通話料無料)
公告方法	電子公告 (公告掲載URL https://www.unicafe.com/ir/notice/) (ただし、電子公告によることが出来ない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

- 各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、みずほ信託銀行株式会社が特別口座の口座管理機関となっておりますので、みずほ信託銀行株式会社にお問合せください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお手続きできませんので、ご注意ください。
- 過年度の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice.

トピックス

1. キューリグのご紹介（カプセル式コーヒーシステム）

2019年1月よりキューシーシー上島珈琲株式会社から譲渡を受け、当社においてキューリグ事業をスタートしております。

キューリグとは、世界中で愛用されているカプセル式コーヒーマシンのブランドです。飲みたい時に飲みたいテイストを手軽に1杯分抽出できるのが特徴です。また、キューリグマシン1台で本格コーヒーだけでなく、紅茶や緑茶、中国茶など、多彩な味を楽しめるのが他のコーヒーメーカーとの大きな違いです。

いつでもおいしいコーヒー、紅茶、お茶を手軽に楽しみたい。そんな皆様に支持され、世界中で愛されています。

キューリグオンラインストア

<https://www.keurig.jp/>

キューリグオンラインストアコールセンター

0120-070-066

<受付>10:00~18:00 (月~金)

※祝日・年末年始を除く。

「KEURIG」 ニュース

2019年5月 人気6ブランドのコーヒーが、「KEURIG」専用カプセルの、K-Cup®になって登場！



【商品名】
上島珈琲店
オリジナルブレンド

芳醇な香り心地よいコクが特徴のコーヒーです。



【商品名】
英国屋
リッチテイスト

酸味・苦み・コクの豊かな味わいと芳醇な香り。ミルクを入れてカフェオレにしても、リッチなコクを感じられます。



【商品名】
京都 小川珈琲
オーガニックコーヒー

トリプル認証コーヒー豆100%使用。スパイスのような香りとキャラメルのような甘さ、クリアな後味が調和した味わいです。



【商品名】
京都 小川珈琲
マイルドコーヒー

アラビカ種コーヒー豆100%使用。芳醇な香りややさしい苦味、まろやかな酸味が調和した味わいです。



【商品名】
セガフレード・ザネットィ
ローマスタイル

芳ばしい香りや苦み、酸味は少なくすっきりとキレのある味わいです。



【商品名】
PRONTO
アロトブレンド

しっかりとしたコーヒー感と、コクがありながら、バランスのよい味わいに仕上げました。



【商品名】
タミアコーヒー
プレミアムブレンド

ポリフェノール一種であるクロロゲン酸をたっぷり含んだコーヒーです。調和のとれた酸味・甘味のある味わいです。

2019年6月 新たな専用マシン「BS300」が6月24日より発売

■こだわり抜いた抽出方法、さらに手軽に、便利な機能を搭載！

さらに多くのお客様に美味しいコーヒーやお茶を味わっていただくために、新しい専用マシン「BS300」を発売いたしました。

新商品は「じっくりコントロール抽出」と呼ばれる、まるでプロのハンドドリップのような蒸らしや抽出流速を再現し、コクがありながら、クリアで澄み切った味わいを実現しております。さらに、フイックヒーターを搭載することで、電源ボタンを押してから約30秒で抽出ができ、電源ONから立ち上がりまでの時間を大幅に削減することに成功しました。また、濃いめのコーヒーを抽出できるストロングモードやケトル代わりとなるお湯専用抽出口など、1台で様々な機能を楽しめるマシンとなっております。



2019年10月 人気2ブランドの紅茶とお茶が、「KEURIG」専用カプセルの、K-Cup®になって登場！



【商品名】
Afternoon Tea
アフタヌーンティーブレンド

マイルドな飲み口と心地よい渋みが特徴。食事にも合う飲みやすさにこだわったオリジナルブレンドです。



【商品名】
Afternoon Tea
シャルドネダーズリン

セカンドフラッシュシーズンに摘み取られた芳醇でマイルドな渋みのダーズリンに、すっきりとした甘みのシャルドネをイメージ。



【商品名】
中村藤吉本店
中村茶

当店だけにしかない、オリジナルブレンドの日本茶です。お茶の専門用語でブレンドを「合組（ごうくみ）」と言い、K-Cup®専用に数種類の茶葉を合組した中村茶は、コク、旨味、ほのかな苦渋味と独特の香りが、単独の茶葉では出せない趣のある味わいとなって口いっぱいに広がります。

2019年11月 「KEURIG」専用カプセルの、K-Cup®のラインナップに新商品が追加！



【商品名】
カフェ・ド・クリエ
ホームブレンド

苦味と甘みのバランスが良く、マイルドでコクのある味わいに仕上げました。



【商品名】
Scrap
パナマゲイシャ

パナマ産ゲイシャ種100%使用、華やかでフローラルな香りと、フルーティーなフレーバーが広がります。



【商品名】
トミアコーヒー
オリジナルブレンド

柔らかな風味から引き出されるコク。まろやかさの中にもしっかりと量感を感じられます。

2. 株式会社アートコーヒーのオンラインショップのご紹介

株式会社アートコーヒーは、2019年1月に当社の子会社となりました。

当社株主の皆様にも当社子会社である株式会社アートコーヒーが取り扱う製品についても知っていただきたく、株式会社アートコーヒーにおいて運営しておりますオンラインショップをご紹介します。

なお、現在、アートコーヒー オンラインショップでは株主様限定のキャンペーンを行っております。本招集ご通知にクーポンコードを同封しておりますので、ご案内のクーポンコードをご利用いただき是非この機会にお買い求めください。

アートコーヒー オンラインショップ

<https://www.artcoffee.jp/>

フリーダイヤル 0120-461-150

<受付>10:00~12:00/13:00~17:00

(土・日・祝を除く)

メールアドレス e-tsuu@artcoffee.co.jp

株主様ご優待特典!
「Art2020」ご入会で
全商品20%OFF!
有効期限:2020年6月30日(日)まで

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区新橋一丁目2番6号 第一ホテル東京 5階「ラ・ローズ」
TEL (03) 3501-4411

交通

- A JR線／山手線、京浜東北線、東海道本線、横須賀線・総武線(快速)新橋駅
- B 東京メトロ 銀座線、都営浅草線 新橋駅
- C 都営三田線 内幸町駅

日比谷口より徒歩約5分

7番出口より徒歩約2分

A2出口より徒歩約5分



<新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が流行しておりますが、株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。